

# 豊島区分別収集計画

第10期（令和5年度～令和9年度）

令和4年6月

（変更）令和5年11月

豊島区環境清掃部

## 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本の方針	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第6号)	7

# 豊島区分別収集計画

第10期（令和5年度～令和9年度）

令和4年6月  
(変更) 令和5年11月

## 1 計画策定の意義

経済成長、経済発展に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄型の活動は、天然資源の枯渇、地球規模での環境破壊等を引き起こし、極めて憂慮すべき状況下にある。

このため、我が国においても循環型社会の形成を目指し、国をあげて取り組みを進めることを強く打ち出しているところである。

しかしながら、排出される廃棄物の中には、未だ再使用、再利用できる資源も相当量含まれている状況にある。

今後はこれらの資源をいかに活用し、廃棄物として排出されないようにするかが大きな課題であり、区民・事業者・区が一体となった取り組みを一層進めていくことが必須である。

本区における資源の分別収集は、昭和47年当時から現在も続く「資源リサイクル運動（集団回収）」と、平成14年から区内全域の集積所における新パイロットプランによる資源回収を実施し、ごみ減量・リサイクル推進を図ってきた。

また、23区の「廃プラスチックのサーマルリサイクル」の区内全域での実施に伴い、平成20年10月からは、「新パイロットプラン」を「新資源回収事業」に改め、回収回数を週1回から週2回に倍増させ、一層の資源回収の充実とごみの減量を目指している。

さらに本区は、令和2年7月17日に「SDGs 未来都市」に選定され、持続可能なまちづくりに向け取り組んでいるとともに、令和4年7月には「ゼロカーボン戦略」を策定し、その一環として令和5年10月から、区内全域ですべてのプラスチック製容器包装の資源回収を実施している。

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条の規定に基づいて、本区の容器包装廃棄物の分別収集を推進するため、今後5年間の回収目標並びに分別方法の方策を明らかにするものである。

## 2 基本の方針

本計画を実施するにあたっての基本の方針は次のとおりである。

- (1) 区民・事業者・区の3者がごみの発生抑制、再使用を中心とする総排出量を抑制する意識を持ち続け、日々の活動の中で自主的にごみ減量に取り組み、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から、資源循環型社会への転換を目指す。
- (2) 既存の資源回収（「新資源回収事業」等）を徹底するとともに、区の地域特性を視野に入れて、資源品目の充実や新たなリサイクルシステムを構築するなど、資源の有効活用を推進する。
- (3) プラスチック製容器包装の全品目について、資源として回収し、より一層のリサイクルの推進を図る。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5か年（令和5年度～令和9年度）とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色びん、茶色びん、その他びん）、飲料用紙製容器、段ボール、その他紙製容器包装、ペットボトル、発砲スチロール製の食品トレイ（以下「トレイ」という。）、その他のプラスチック製容器を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：トン）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	19,177	18,915	18,763	18,719	18,678

（内訳）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器	465	464	464	464	463
アルミ製容器	494	495	494	494	494
無色びん	1,383	1,382	1,382	1,382	1,383
茶色びん	576	575	576	576	576
その他びん	825	825	825	825	826
飲料用紙製容器	605	596	587	585	582
段ボール	4,027	4,020	4,013	4,011	4,011
その他紙製 容器包装	2,906	2,867	2,828	2,816	2,804
ペットボトル	1,827	1,822	1,817	1,817	1,816
その他プラス チック製容器包装	5,875	5,868	5,776	5,748	5,722
内トレイ	193	0	0	0	0

※6年度以降のトレイは、その他プラスチック製容器包装に含む。

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、区民・事業者と連携・協力することが不可欠である。また、町会等、各関係団体とも協力し、意識の啓発に努める。

### （1）排出抑制の促進

- ・ 区民や関係団体への働きかけ  
（町会・地域関連団体による啓発活動、外国人向け資源・ごみ分別チラシの配布、感謝状等の贈呈等）
- ・ 排出抑制事業の推進  
（3R推進啓発事業等）
- ・ 事業者への排出抑制の促進  
（全都清を通した国に対する要請、廃棄物管理責任者講習会の実施等）

### （2）普及啓発の促進

- ・ リサイクル・清掃関連施設見学等の開催
- ・ としま“まちキレイ”プロジェクト及びリサイクル・ごみ減量週間の実施等
- ・ エコライフフェア等環境・3Rイベント等の開催
- ・ 出前講座・パンフレット等子どもに対する清掃、環境、3R教育の推進
- ・ 区広報紙、区ホームページ等の活用
- ・ 清掃事務所・区本庁舎でのパネル掲示等

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本計画において、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び分別区分を下記のとおり定める。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		かん
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	びん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		牛乳パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		厚紙製の箱・包装紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって、ペットボトル以外のもの		プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：トン）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
合計	(合計) 8,893		(合計) 10,370		(合計) 10,378		(合計) 10,381		(合計) 10,389	
	(引渡額) 452	(独自処理量) 8,441	(引渡額) 1,924	(独自処理量) 8,446	(引渡額) 1,925	(独自処理量) 8,453	(引渡額) 1,925	(独自処理量) 8,456	(引渡額) 1,926	(独自処理量) 8,463

（内訳）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	407		407		408		408		408	
主としてアルミ製の容器	452		452		453		453		454	
無色のガラス製容器	(合計) 1,314		(合計) 1,315		(合計) 1,315		(合計) 1,316		(合計) 1,317	
	(引渡額) 0	(独自処理量) 1,314	(引渡額) 0	(独自処理量) 1,315	(引渡額) 0	(独自処理量) 1,315	(引渡額) 0	(独自処理量) 1,316	(引渡額) 0	(独自処理量) 1,317
茶色のガラス製容器	(合計) 567		(合計) 567		(合計) 568		(合計) 568		(合計) 568	
	(引渡額) 0	(独自処理量) 567	(引渡額) 0	(独自処理量) 567	(引渡額) 0	(独自処理量) 568	(引渡額) 0	(独自処理量) 568	(引渡額) 0	(独自処理量) 568
その他のガラス製容器	(合計) 806		(合計) 806		(合計) 807		(合計) 807		(合計) 808	
	(引渡額) 0	(独自処理量) 806	(引渡額) 0	(独自処理量) 806	(引渡額) 0	(独自処理量) 807	(引渡額) 0	(独自処理量) 807	(引渡額) 0	(独自処理量) 808
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	27		27		27		27		27	
主として段ボール製の容器	3,412		3,415		3,417		3,418		3,421	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 344		(合計) 345		(合計) 345		(合計) 345		(合計) 345	
	(引渡額) 344	(独自処理量) 0	(引渡額) 345	(独自処理量) 0	(引渡額) 345	(独自処理量) 0	(引渡額) 345	(独自処理量) 0	(引渡額) 345	(独自処理量) 0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器	(合計) 1,456		(合計) 1,457		(合計) 1,458		(合計) 1,459		(合計) 1,460	
	(引渡額) 0	(独自処理量) 1,456	(引渡額) 0	(独自処理量) 1,457	(引渡額) 0	(独自処理量) 1,458	(引渡額) 0	(独自処理量) 1,459	(引渡額) 0	(独自処理量) 1,460
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	(合計) 108		(合計) 1,579		(合計) 1,580		(合計) 1,580		(合計) 1,581	
	(引渡額) 108	(独自処理量) 0	(引渡額) 1,579	(独自処理量) 0	(引渡額) 1,580	(独自処理量) 0	(引渡額) 1,580	(独自処理量) 0	(引渡額) 1,581	(独自処理量) 0
内 トレイ	(合計) 37		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡額) 37	(独自処理量) 0	(引渡額) 0	(独自処理量) 0	(引渡額) 0	(独自処理量) 0	(引渡額) 0	(独自処理量) 0	(引渡額) 0	(独自処理量) 0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法  
(算出式)

令和元年度から3年度の行政回収実績量の平均・・・(A)

人口変動率及び協力率・・・(B)

(A) × (B) = 令和4年度見込み量

令和5年度～9年度見込み = 前年度収集見込み量 × (B)

※令和6年度以降の「主としてプラスチック製の容器であってペットボトル以外のもの」の見込みの算定方法

(算出式)

令和6年度見込み

プラスチック資源回収モデル事業実績に基づく一人一日当たりの資源化量 × 令和6年度人口推計値 × 365日

令和7年度～9年度見込み = 前年度収集見込み量 × (B)

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、区より委託を受けた民間業者が行う。

現在、町会等の団体が取り組んでいる、びん・かん・段ボール等回収については、引き続き団体が分別し、委託を受けた業者が収集・運搬等を行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本区は、民間施設の活用を積極的に進めてきたことから、基本的に民間施設にて必要に応じて選別、圧縮、保管を行うとともに、民間再商品化ルートを活用を図る。

なお、厚紙製の箱・包装紙、プラスチック製容器包装については、引き続き容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートを活用する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

資源循環型社会づくりを目指した取り組みにあたり、施策の展開について、区民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、区民・事業者・区等からの委員で構成するリサイクル・清掃審議会において審議を行う。

容器包装廃棄物の3Rを推進するため、区民・事業者等へ普及・啓発を今後も進めていく。広報としまや区ホームページ、パンフレット等様々な媒体を活用する。また、地域、学校、商店街等に対し啓発の促進を図る。

団体の育成や活動の支援として、集団回収に対し、報奨金の支給等を行う。